

定 款



株式会社 大紀アルミニウム工業所

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社の商号は株式会社大紀アルミニウム工業所と称する。

英文では、DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. アルミニウムおよびその合金再生塊、鋳造品、鍛造品、圧延製品の製造加工ならびに売買
2. 銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工ならびに売買
3. アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加工ならびに売買
4. アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生ならびに再利用
5. 金物製品の製作加工ならびに売買
6. 工業炉および関連設備、機器の設計、製作、販売ならびに補修
7. タイル、れんが、ブロック工事
8. 機械器具設置工事
9. 熔剤等の製造ならびに販売
10. 前各号に付帯する一切の事業

(所 在 地)

第3条 本会社は本店を大阪府大阪市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、16,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公 告する。

本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名 簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社に おいては取扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の種類)

第12条 株主総会は定時株主総会および臨時株主総会の2種とする。

(株主総会開催の時期)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

臨時株主総会は必要が生じたとき開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集する。

社長に事故があるときは副社長または取締役会の定めた順序により他の取締役が代行する。

(株主総会の議長)

第16条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。

社長に欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が代行する。

(電子提供措置等)

第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人に委任してその議決権を行使しようとする場合はその代理人は本会社の議決権を有する株主1名であることを要する。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し議長ならびに出席した取締役は記名なつ印するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第21条 本会社の取締役は8名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は株主総会において選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を選定することができるものとする。

(執行役員及び役付執行役員)

第26条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、その他役付執行役員若干名を選定することができるものとする。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、取締役および監査役の全員の同意があるときはその期間を短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第28条 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかった時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役は記名なつ印するものとする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第32条 取締役会はその決議をもって顧問および相談役を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第34条 本会社の監査役は4名以内とする。
そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

(選 任)

第35条 監査役は株主総会において選任する。
前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第38条 監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、監査役全員の同意があるときはその期間を短縮し、または招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(議 事 錄)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した監査役は記名なつ印するものとする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当金)

第45条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、本会社はその支払義務を免れる。

1948年	10月29日	施 行	2000年	6月29日	〃
1951年	9月21日	一部変更	2002年	6月27日	〃
1951年	11月24日	改 正	2003年	6月27日	〃
1953年	5月 1日	一部変更	2004年	6月25日	〃
1953年	5月19日	〃	2005年	6月24日	〃
1954年	2月 4日	〃	2006年	6月23日	〃
1959年	11月28日	〃	2007年	6月22日	〃
1961年	11月29日	〃	2008年	6月24日	〃
1963年	2月11日	〃	2009年	6月24日	〃
1964年	8月15日	〃	2016年	6月24日	〃
1965年	5月29日	〃	2017年	6月23日	〃
1966年	5月30日	〃	2017年	7月31日	〃
1970年	5月29日	〃	2019年	6月21日	〃
1972年	11月29日	〃	2022年	6月22日	〃
1973年	2月26日	〃			
1974年	11月28日	〃			
1977年	12月20日	〃			
1978年	12月20日	〃			
1979年	12月20日	〃			
1981年	12月18日	〃			
1988年	12月16日	〃			
1991年	6月27日	〃			
1994年	6月29日	〃			
1998年	6月26日	〃			